

浜松市民生委員・児童委員身分証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第3条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の規定により、浜松市の区域におかれた民生委員・児童委員が携帯する身分証明書(以下「身分証明書」という。)に関し、必要な事項を定める。

(交付)

第2条 新たに民生委員・児童委員に委嘱され、又は民生委員・児童委員の再任の委嘱を受けた者は、身分証明書に貼付するため、次に定める規格の写真1枚を提出しなければならない。

(1) 縦 3.0cm × 横 2.4cm

(2) 正面、上半身、無帽、無背景

(3) 過去1年以内に撮影されたもの

2 市長は、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が前項の写真を提出したときは、身分証明書(様式第1号)を交付するものとする。

(有効期間)

第3条 身分証明書の有効期間は、交付の日から民生委員・児童委員の任期満了の日までとする。

(記載事項の変更)

第4条 民生委員・児童委員は、氏名その他記載事項に変更があった場合は、民生委員・児童委員身分証明書再交付等申請書(様式第2号)により市長に届け出て、身分証明書の引替交付を受けなければならない。この場合において、第3条第1項に定める写真1枚を提出しなければならない。

(交付台帳)

第5条 市長は、民生委員・児童委員身分証明書交付台帳を整備し、身分証明書の交付及び返納の事実を記録するものとする。

(携帯提示義務)

第6条 民生委員・児童委員は、その職務の執行に際しては、常に身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(貸与等の禁止)

第7条 身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失等)

第8条 身分証明書を失い、又は損じたときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の再交付について準用する。この場合において、同条注「氏名その他記載事項に変更があった場合」とあるのは「身分証明書を失い、又は損じたとき」と、「引替交付」とあるのは「再交付」と読み替える。

(返納義務)

第9条 民生委員・児童委員は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに身分証明書を返納しなければならない。

(1) 民生委員・児童委員を解嘱されたとき。

(2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。

2 前条の規定により再交付を受けた後、紛失した身分証明書を発見したときは、直ちにその発見した身分証明書を返納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(地区担当委員用)

民生委員・児童委員の証	
写 真	氏 名
	生年月日
	民生委員番号
浜松市長 印	
有効期限 平成 年 11 月 30 日	

(主任児童委員用)

主任児童委員の証	
写 真	氏 名
	生年月日
	民生委員番号
浜松市長 印	
有効期限 平成 年 11 月 30 日	

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

浜 松 市 長 様

民生委員・児童委員氏名 _____ (印)

民生委員・児童委員身分証明書再交付等申請書

申請の区分	1 引替交付 2 再交付
申請の事由	1 氏名の変更(旧氏名 _____) 2 破損 3 汚損 4 紛失 5 滅失
申請事由の発生日	年 月 日 (確定・推定・不明)
紛失・滅失の場所	 (確定・推定・不明)
紛失・滅失の状況 (具体的に)	

(市処理欄)

課長	課長補佐	グループ長	グループ

受理： 年 月 日

交付： 年 月 日